

# 情報通信産業振興地域制度について

～設備投資・事業拡大のチャンスです！～

## どんなメリットがあるの？

- 新たな設備投資等に対し、税金の控除等を受けることができます！
- 県内企業も活用できます！
- 沖縄県知事による事業認定は不要です！
- 設備投資を行った年度に黒字でなくても、次年度以降の黒字の年度に繰り越して活用できます！（最大4年間繰越可）※国税の場合
- 固定資産税や不動産取得税（地方税）については、黒字でなくても活用できます！









## 1. 情報通信産業振興地域の区域

情報通信産業振興地域は、次の24市町村が指定されており、同地域内で設備投資等を行う情報通信関連企業は、税金の控除等を受けることができます。

那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町

## 2. 情報通信関連事業（対象事業）

本制度の対象となるのは、次の事業を営む青色申告を行う法人です。

- 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）の製造業  
(例) DVD、CDプレス業など 
- ソフトウェア業  
(例) 受託開発ソフトウェア開発業、ソフト開発コンサルタント業など 
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業  
(例) TV番組制作業、アニメーション制作業など 
- 情報処理・提供サービス業  
(例) データエントリー業、受託計算サービス業など 
- 電気通信業  
(例) 携帯電話事業、ISP、IX、IDCなど 
- インターネット付随サービス業  
(例) ASP、ウェブコンテンツ提供業など 
- 放送業（有線放送業を含む）  
(例) TV・ラジオ放送事業（有線放送含む）など 
- 情報通信技術利用事業  
(例) コールセンター、BPOセンター（インハウス業務は除く） 

### 本制度に関するお問い合わせ先



沖縄県 商工労働部 情報産業振興課

電話：098-866-2503

沖縄県ホームページ ⇒

<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kikaku/keizaitokku.html>



### 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

公益社団法人沖縄県産業振興公社

TEL.098-894-6377 E-mail [okitoku@okinawa-ric.or.jp](mailto:okitoku@okinawa-ric.or.jp)

<https://www.zei-tokku.okinawa/>

毎週火・金（午後）は税理士へ相談可  
※相談希望の方は事前にご連絡ください。

### 3. 国税・地方税等の優遇措置

	優遇措置	対象法人	優遇措置の概要
国税	法人税 (投資税額控除)	対象地域内において下記の情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人 ①減価償却資産の取得価額の合計額が <b>1,000万円</b> を超えるもの ②機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が <b>100万円</b> を超えるもの	機械・装置及び特定の器具・備品の取得価額の <b>15%</b> 、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の <b>8%</b> を法人税額から控除 限度額：取得価額の合計額は20億円を限度。控除額は法人税額の20%を限度（繰越税額控除4年間）  ※対象となる建物の附属設備は、建物と同時取得したものに限られる。
地方税	事業税		新・増設から5力年間、新・増設に係る事業税の課税免除
	不動産取得税	対象地域内において1,000万円を超える情報通信業務用設備を新・増設した法人	以下に対する不動産取得税の課税免除 ①情報通信業務に供する家屋の取得 ②上記①の家屋の敷地である土地の一部  ※上記家屋及び土地について業務に供しない部分については課税免除対象外。
	固定資産税	対象地域内において下記の情報通信業務用設備を新・増設した法人 ①減価償却資産の取得価額の合計額が <b>1,000万円</b> を超えるもの ②機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が <b>100万円</b> を超えるもの	新・増設した土地、家屋及び償却資産に課する固定資産税の5年間の課税免除
	事業所税	那覇市において情報通信業務に供する <b>1,000万円</b> を超える機械等及び1億円を超える建物等を新設した法人	事業に係る事業所税 年度末事業所床面積（資産割）、年度末従業員給与総額（従業員割）のうち資産割の課税標準の対象床面積を5年間1/2

#### 【参考】法人税（投資税額控除）を活用した場合の減税イメージ

<p><b>(A社)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得金額：800万円</li> <li>・器具備品の取得価額：300万円</li> <li>・法人税額：<b>192万円</b></li> </ul> <p>※法人税率を24%と仮定</p>	<b>投資税額控除を活用した場合</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・控除額：300万×15% = 45万円</li> <li>・活用後の法人税額：<b>147万円</b> (192万 - 45万)</li> </ul> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">⇒45万円の減税効果！！</p>

